

【昼間コース】

[1年次]

国際法入門

- 内容:国際公法の入門
- 他に履修が望ましい法律科目:憲法関連科目、民法関連科目

[2年次]

国際法総論 a, b, c

- 内容:国家、領域法、海洋法、犯罪人引渡法、難民法、国際人権法など
- 他の実定法科目との関係
  - ・憲法:主権、人権 → 国家、国際人権保障
  - ・民法:物権法 → 領域取得権原
  - ・刑法:刑法犯罪 → 犯罪人引渡、国際刑事法

[3・4年次]

国際法各論 a, b, c

- 内容:法源、条約法、国家責任法、国際紛争処理法、安全保障法、武力紛争法、国際刑事法など

International Law in Context a, b

- 内容:国際法全般(英語による授業)

国連法・国際機構法・The United Nations Law

- 内容:国連、EUなど
- 他の実定法科目との関係
  - ・憲法:平和主義 → 集団安全保障、自衛権
  - ・民法:契約法上の諸原則、不法行為 → 条約法上の諸原則、国家責任法
  - ・民事訴訟法:裁判法 → 国際紛争の平和的処理手段、国際裁判
  - ・刑法:刑法犯罪、正当防衛・緊急避難 → 国際刑法、国際犯罪、自衛権
  - ・刑事訴訟法:犯罪者の逮捕・処罰 → 国際刑事裁判

国際家族法 a, b ・ 国際取引法

- 国際家族法:国際結婚、国際養子縁組、国際相続、公序など国際私法総論上の諸問題
- 国際取引法:国際売買、国際不法行為法、国際投資など国際取引に関する諸問題
- 他の実定法科目との関係
  - ・民法:契約法上の諸原則、不法行為 → 国際契約法、国際不法行為法
  - ・民法:家族法、相続法 → 国際家族法、国際相続法
  - ・民事訴訟法:裁判管轄、仲裁 → 国際民事訴訟法、国際取引紛争の解決
  - ・商法:会社法、商行為法、海商法 → 国際会社法、国際売買法

国際関係法を学習するには、常に国際的あるいは外国に関係のある問題に関心を持つことが重要である。また、国際関係法は多様な国内法分野と密接に関係しており、国内法を広く柔軟な見地から理解するために不可欠である。国家公務員(総合職、外交官専門職など)や法曹を希望する学生にとって、国際関係法は国家試験科目として重要である。また、その他の公務員や民間企業、国際公務員やNGOなどの進路を考える者にとっても、国内外で起こり得る国際および渉外関係の法的諸問題を理解する目を養っておく必要がある。